明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○サイバーセキュリティ基本法（一〇四）　三
〔政　令〕
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（三五七）　六
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（三五八）　三
〔省　令〕
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（厚生労働一二一）　六
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三六
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　五
会社その他
会社決算公告　五〜七

本号で公布された法令のあらまし

◇サイバーセキュリティ基本法（法律第一〇四号）

（内閣官房）

1　「サイバーセキュリティ」とは、電磁的方式により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいうこととした。（第二条関係）

2　サイバーセキュリティに関する施策に関する基本理念を次のとおり定めることとした。（第三条関係）

㈠　サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による情報の自由な流通の確保が、これを通じた表現の自由の享有、イノベーションの創出、経済社会の活力の向上等にとって重要であることに鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者等の多様な主体の連携により、積極的に対応することを旨として、行われなければならないこと。

㈡　サイバーセキュリティに関する施策の推進は、国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自発的に対応することを促すとともに、サイバーセキュリティに対する脅威による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靱な体制を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならないこと。

㈢　サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならないこと。

㈣　サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならないこと。

㈤　サイバーセキュリティに関する施策の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成一二年法律第一四四号）の基本理念に配慮して行われなければならないこと。

㈥　サイバーセキュリティに関する施策の推進に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないこと。

3　国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者その他の事業者及び教育研究機関の責務並びに国民の努力について定めることとした。（第四条～第九条関係）

4　政府は、サイバーセキュリティに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第一〇条関係）

5　国は、サイバーセキュリティに関する施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めることとした。（第一一条関係）

6　政府は、サイバーセキュリティ戦略を定めなければならないこと等とした。（第一二条関係）

7　基本的施策

㈠　国は、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとした。（第一三条関係）